

小選挙区制の導入と PKO法案に反対する決議（案）

第二百二十一臨時国会で、海部自民党内閣が強行をめざす小選挙区比例代表並立制が、国民の投票を「死票」の山とし、自民党に四割台の得票で八割の議席をもたらし、すくなくとも各紙の試算によっても明らかです。

衆議院の三分の二を超える議席を得た自民党がめざすものが、生活・権利・平和を破壊する反動立法の強行であり、自民党が結党いらい党是としてきた憲法の改悪であることはいまでもありません。それがアメリカの世界戦略にのつた日米安保条約の強化であり、わが国の軍国主義の復活強化を、さらに重大な段階へとすすめることは明白です。

「選挙に金がかからなくなる」「政権交代が可能になる」などの宣伝は、愛知県議選一人区・西尾市選挙区の買収事件や奄美群島区の例でも明らかであり、諸外国や戦前の日本における経験にても、まったくの虚構にすぎません。

いま国民が望む政治改革とは、国会決議や定数不均衡違憲判決にしたがつて、現行の選挙制度のもとでの議員定数の抜本的是正をおこなうとともに、金権政治克服の原点に立ち返って、政治資金パーティーや企業・団体献金を禁止することにほかなりません。

また政府・自民党は、「国連平和協力法」が昨年、国民の強い反対で廃案になったにもかかわらず、ふたたび自衛隊海外派兵法の成立をたくらみ、「国連平和維持活動等に対する協力に関する法案」（PKO協力法案）と国際緊急援助隊派遣法「改正」案を国会に提出、成立を策しています。

日本国憲法は、かつての侵略戦争の痛苦の体験から、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」（前文）するとともにその前文と第九条で、紛争の平和的解決、主権尊重と平和共存、戦争放棄・戦力不保持の平和的原則を明記しています。PKOなどいかなる名目であれ、自衛隊を海外に派兵することが、この日本国憲法に違反することは明らかです。

「カネやモノだけでなく、ヒトを出し、血を流すことが国際貢献だ」とか「一國平和主義」は許されないなどとして、自衛隊の海外派兵を合理化しようとしています。サミット（西側先進国首脳会議）でも「国際紛争はその平和的解決が原則」と宣言しているとき、これはまさに時代の流れに反するものといわざるをえません。今日、わが国に求められているのは、こうした海外派兵ではなく、医療・教育・災害救助・環境などの分野で人的な国際貢献をすることです。

憲法と国民主権の原則を根本から否定するこのファッショ的企ては、なんとしても阻止しなければなりません。

①「小選挙区制・政党法反対愛知フォーラム」がおこなう一〇・一全県三百カ所いっせい宣伝行動を、全組合員の参加で大きく成功させましょう。

②これまでもすすめてきた学習会や署名活動、街頭宣伝、決起集会などをいっそう大きくしましょう。いま一刻をあらそって小選挙区制・PKO法案の危険なねらいを職場・地域のすみずみにまで広げるために決起し、いっさいの火種を残さず、この臨時国会でキツパリと廃案にさせましょう。

右、決議する。

一九九一年九月二九日